

有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
貝塚警察署	署長公舎で使用する水道料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。 <table><tr><td>計量器の種類</td><td>有効期間の終期</td></tr><tr><td>水道メーター 1 台</td><td>令和 6 年10月</td></tr></table>	計量器の種類	有効期間の終期	水道メーター 1 台	令和 6 年10月	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【計量法】 (使用の制限) 第16条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。)は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第 6 条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第 1 項及び第151条第 1 項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第 2 項の政令で定める特定計量器で同条第 1 項の検定証印又は第 96条第 1 項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの
計量器の種類	有効期間の終期					
水道メーター 1 台	令和 6 年10月					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和8年5月21日）